

オランダ産トマトキバガの寄主植物に係る輸入検査の対応強化の解除について

1. 経緯

- (1) 検疫有害動物であるトマトキバガについては、我が国への侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の7項に基づき、輸出国において栽培地で検査を行い、当該虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを要求。
- (2) 令和3年11月、トマトキバガに係る所定の検疫措置要件を満たした旨が追記されたオランダの検査証明書を添付し、輸入された同国産トマト生果実の輸入検査で、当該虫を検出。
- (3) 当該虫の我が国への侵入及びまん延を防止するため、同年12月15日から、オランダから貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表2の2の7項に掲げる植物について、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定される検査数量の倍の数量について、綿密な検査を開始。また、オランダに対して、原因の究明及び再発防止に向けた改善策を講じるよう要請。
- (4) 本年7月、オランダにおいて原因究明を踏まえた改善策が講じられたことを確認。

2. 今後の対応

令和3年12月から実施していた、オランダ産トマトキバガの寄主植物に対する輸入検査の強化については、令和6年7月24日から解除。